

# 評議員会規則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「この法人」という。）の定款第 26 条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第 2 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
- 3 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならないが、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

## 第 2 章 評議員会の招集

(評議員会の開催及び招集者)

第 3 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するものとし、理事会の決議に基づき理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは専務理事。本条第 3 項及び第 4 項、第 5 条第 1 項並びに第 8 条第 1 項及び第 3 項において同じ。）がこれを招集する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催するものとし、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。
- 4 前項にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 5 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - (1) 前項の請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
  - (2) 前項の請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第 4 条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

2 前項にかかわらず、前条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集するには、理事長(第3条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては当該評議員。次項において同じ。)は、評議員会の開催日の7日前までに、各評議員に対して、書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、第4条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 第1項の通知を電磁的記録をもって行う場合は、法令で定めるところにより、あらかじめ評議員から書面又は電磁的記録により承諾を得て行うものとする。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### 第3章 評議員会の議事

(議長)

第7条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員提案権)

第8条 評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の日の4週間前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を第5条第1項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

(招集手続等に関する検査役の選任)

第9条 この法人又は評議員は、評議員会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、東京地方裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

(評議員会の運営)

- 第10条 評議員会は、在任する評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
  - 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。
  - 4 評議員は、評議員会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。
  - 5 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、評議員会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の評議員が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該評議員を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

(評議員会の決議事項)

- 第11条 評議員会は、定款に定める次の事項を決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
  - (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の制定又は改廃
  - (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 残余財産の処分
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(決議)

- 第12条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の制定又は改廃
    - (3) 定款の変更
    - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (5) その他法令で定められた事項

(評議員会への報告事項)

- 第13条 理事は、法令又はこの法人の定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。
- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認め

るときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(役員等の説明義務)

第14条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

2 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令及びこの法人の定款で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる場合の区分に応じ、これに定める事項を記載し、評議員会の議長、議事録署名人及び議事録の作成に係る職務を行った者は、当該議事録に記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

(決議の省略)

第16条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 評議員は、前項に定める提案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、その旨及びその理由を前項に基づき提案を行った理事に申し出るものとする。

(報告の省略)

第17条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録の配布)

第18条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

## 第4章 事務局

(事務局)

第19条 評議員会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

## 第5章 雑則

(倫理規程)

第20条 評議員会の構成員として評議員が遵守すべき事項については、法令、定款及びこの規則に定めるほか、評議員会の決議によりこの規則の一内容として倫理規程において別途定める。

(改 廃)

第21条 この規則の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

この規則は、平成30年9月7日から施行する。(平成30年9月7日評議員会決議)

## 別表

### 議事録記載事項

#### I 第5条の規定により評議員会が開催された場合

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものについて調査した結果、法令若しくはこの法人の定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認め、評議員会にその調査の結果を報告したとき
  - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
  - ホ 会計監査人が、この法人の計算書類及びその付属明細書につき、法令又は定款に適合するかどうかについて監事と意見を異にし、定時評議員会で意見を述べたとき
  - ヘ 会計監査人が、定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議を受けて、定時評議員会に出席して意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### II 第16条の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 前記1の事項の提案をした者の氏名
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### III 第17条の規定により評議員会への報告があったものとみなされた場合

- 1 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- 2 評議員会への報告があったものとみなされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名